

令和6年3月八戸市議会定例会

報 告 事 件

3 月市議会定例会に報告すべき事件

報告第 2 号	専決処分の報告について ----- (市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等 の一部を改正する条例の制定の専決処分)	3
報告第 3 号	専決処分の報告について ----- (八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条 例の制定の専決処分)	7
報告第 4 号	専決処分の報告について ----- (八戸市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定 の専決処分)	11
報告第 5 号	専決処分の報告について ----- (山車展示・制作施設建築工事請負の一部変更契約 の締結をすることの専決処分)	15
報告第 6 号	専決処分の報告について ----- (自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分)	17

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和6年2月27日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法等の一部改正に伴い、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等について規定の整理をすることを専決処分したから報告するものである。

処分第4号

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分について

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年2月9日

八戸市長 熊 谷 雄 一

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年八戸市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

(八戸市監査委員に関する条例の一部改正)

第2条 八戸市監査委員に関する条例(昭和29年八戸市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第7条第3項中「第243条の2の2第8項後段」を「第243条の2の8第8項後段」に改める。

(八戸市議会の同意を得るべき公営企業の職員の賠償責任の免除を定める条例の一部改正)

第3条 八戸市議会の同意を得るべき公営企業の職員の賠償責任の免除を定める条例(昭和41年八戸市条例第51号)の一部を次のように改正する。

「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和6年2月27日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

国立大学法人法の一部改正に伴い、規定の整理をすることを専決処分したから報告するものである。

処分第5号

八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について

八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年2月9日

八戸市長 熊 谷 雄 一

八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

八戸市職員退職手当支給条例（昭和29年八戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。
附則第7項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和6年2月27日

八戸市長 熊谷雄一

理 由

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、規定の整理をすることを専決処分したから報告するものである。

処分第 3 号

八戸市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について

八戸市漁港管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年2月5日

八戸市長 熊 谷 雄 一

八戸市漁港管理条例の一部を改正する条例

八戸市漁港管理条例（平成2年八戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和6年2月27日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

先に請負契約を締結した山車展示・制作施設建築工事について、設計変更により契約額を変更することを専決処分したから報告するものである。

処分第1号

山車展示・制作施設建築工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について
山車展示・制作施設建築工事の請負について、次のように一部変更契約を締結することを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年1月23日

八戸市長 熊 谷 雄 一

契約額「369,674,800円」を「386,958,000円」に変更する。

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和6年2月27日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和5年9月17日に八戸市日計一丁目の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第2号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における側溝の鉄筋の露出による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年1月29日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 13,000円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

